

労働政策審議会 雇用環境・均等分科会（第89回）	資料 6
令和8年1月20日	

厚生労働省発雇均 0120 第 5 号

令和 8 年 1 月 20 日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

厚生労働大臣 上野 賢一郎



別紙「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示案要綱

第1 事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上講ずべき措置等についての指針の一部改正

事業主が自らの雇用する労働者以外の者に対する言動に関し行うことが望ましい取組の内容から、求職者等に対する言動を削除する。（7関係）

第2 事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関する雇用管理上講ずべき措置等についての指針の一部改正

- 1 商品の買い取り強要等（事業主が労働者に対し、当該労働者の自由な意思に反して自社の商品・サービスを購入させる行為）に関する言動について、職場におけるパワーハラスメントの三要素を全て満たす場合にはパワーハラスメントに該当する旨を示す。（2（7）関係）
- 2 労働者が自身の性的指向・ジェンダー・アイデンティティについて他者に開示するいわゆる「カミングアウト」を強要する又は禁止する行為が、パワーハラスメントに該当し得る旨を示す。（2（7）関係）
- 3 事業主が他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為に関し行うことが望ましい取組の内容を削除する。（7関係）

第3 妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部改正

令和五年九月三十日までの間の時限的なものとして、事業主が講ずべき措置として定めていた内容を、期間満了に伴い削除する。（2（4）関係）

第4 派遣先が講ずべき措置に関する指針の一部改正

派遣先が適切かつ迅速な処理を図るべき苦情として、カスタマーハラスメントが含まれることを明確にする。（第二の七（一）関係）

第5 青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関する事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針の一部改正

- 1 事業主等が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置として、事業主が求職活動等における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上講ずべき措置等を追加する。（第二の一（一）ム関係）
- 2 事業主が青少年の職場への定着促進のために講ずべき措置として、事業主が職場における顧客等の言動に起因する問題に関する雇用管理上講ずべき措置を追加する。（第三の一関係）

第6 その他関係告示の一部改正

その他改正法の施行に伴う所要の規定の整備を行う。

#### 第7 適用期日

この告示は、改正法の施行の日（令和八年十月一日）から適用する。（附則  
関係）